

道内施設の環境基準

(1) 排ガス

自治体名	施設規模 (t/日)	1炉あたり の規模 (t/日・炉)	処理方式	竣工年	排ガス基準					
					ばいじん (g/Nm ³)	塩化水素 (ppm)	窒素酸化物 (ppm)	硫黄酸化物 (ppm)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm ³)	水銀 (μg/Nm ³)
法基準	-	-	-	-	4t/h : 0.04	430	連続炉 : 250	$q=K \times 10^{-3} \times He^2$	4t/h : 0.1	30 μg/Nm ³
札幌市 (白石清掃工場)	900	300	ストーカ	H14	0.02	100	150	100	0.1	50
旭川市 (近文清掃工場)	280	140	ストーカ	H8	0.02	50	150	30	0.5 ^{※2}	50
函館市 (日之出清掃工場1・2号炉)	240	120	ストーカ	S50	0.04	430	250	1,500 ^{※1}	0.1 ^{※2}	50
釧路広域連合 (釧路広域連合清掃工場)	240	120	ガス化/流動床	H18	0.01	50	50	50	0.1	50
苫小牧市 (沼ノ端クリーンセンター)	210	105	ストーカ	H11	0.02	430	250	100	0.1	50
西いぶり広域連合 (メルトタワー21)	210	105	ガス化/キルン	H15	0.01	50	100	50	0.1	50
十勝圏複合事務組合 (くりりんセンター)	330	110	ストーカ	H8	0.02	430	250	2,700~2,900 ^{※1}	1 ^{※2}	50

※1 : K値 函館 (11.5) くりりん (17.5) の相当値

※2 : 「ダイオキシン類対策特別措置法」における既存施設基準適用

(2) 騒音 (3) 振動

自治体名	施設規模 (t/日)	1炉あたりの規模 (t/日・炉)	処理方式	竣工年	騒音 ※1			振動 ※2			
					区分	昼間	朝・夕	夜間	区分	昼間	夜間
						午前8時～午後7時	午後6時～午前8時 午後7時～午後10時	午後10時～ 翌日の午前6時		午前8時～午後7時	午後7時～ 翌日の午前6時
法基準					第1種区域	45dB	40dB	40dB	第1種区域	60dB	55dB
					第2種区域	55dB	45dB	40dB	第2種区域	65dB	60dB
					第3種区域	65dB	55dB	50dB			
					第4種区域	70dB	65dB	60dB			
札幌市 (白石清掃工場)	900	300	ストーカ	H14	第2種区域	55dB	45dB	40dB	第1種区域	60dB	55dB
旭川市 (近文清掃工場)	280	140	ストーカ	H8	第4種区域	45dB	45dB	45dB	第2種区域	55dB	55dB
函館市 (日之出清掃工場1・2号炉)	240	120	ストーカ	S50	第3種区域	65dB	55dB	50dB	第2種区域	65dB	60dB
釧路広域連合 (釧路広域連合清掃工場)	240	120	ガス化/流動床	H18	規制区域外	70dB	65dB	60dB	規制区域外	65dB	60dB
苫小牧市 (沼ノ端クリーンセンター)	210	105	ストーカ	H11	第4種区域	70dB	65dB	60dB	第2種区域	65dB	60dB
西いぶり広域連合 (メルトタワー21)	210	105	ガス化/キルン	H15	第2種区域	55dB	45dB	40dB	第1種区域	60dB	55dB
十勝圏複合事務組合 (くりんセンター)	330	110	ストーカ	H8	規制区域外	60dB	60dB	60dB	規制区域外	60dB	60dB

※1：昭和46年11月29日、北海道告示第3169号（改正：平成6年4月12日、北海道告示第574号）

※2：昭和53年3月29日、北海道告示第784号（改正：平成27年5月1日、北海道告示第338号）

(4) 悪臭 (5) 排水

自治体名	施設規模 (t/日)	1炉あたり の規模 (t/日・炉)	処理方式	竣工年	悪臭 ^{※1}		排水	
					規制方式 ^{※2}	区域(臭気)区分 ^{※3}	方式	基準
札幌市 (白石清掃工場)	900	300	ストーカ	H14	臭気指数	臭気指数10	下水道放流	下水道法施行令
旭川市 (近文清掃工場)	280	140	ストーカ	H8	特定悪臭物質	A区域	下水道放流	下水道放流基準
函館市 (日乃出清掃工場1・2号炉)	240	120	ストーカ	S50	特定悪臭物質	A区域	下水道放流	下水排除基準
釧路広域連合 (釧路広域連合清掃工場)	240	120	ガス化/流動床	H18	特定悪臭物質	区域外(C区域準用)	無放流	-
苫小牧市 (沼ノ端クリーンセンター)	210	105	ストーカ	H11	特定悪臭物質	A区域	下水道放流	下水道条例
西いぶり広域連合 (メルトタワー21)	210	105	ガス化/キルン	H15	特定悪臭物質	B区域	無放流	-
十勝圏複合事務組合 (くりりんセンター)	330	110	ストーカ	H8	特定悪臭物質	区域外(A区域準用)	河川放流	水質汚濁防止法

※1：昭和49年7月1日、北海道告示第2242号（改正：平成24年3月23日、北海道告示第184号）

※2：都道府県知事及び市長は、それぞれの地域において、特定悪臭物質及び臭気指数のいずれか一方を規制方式として選択

特定悪臭物質：不快なおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質であって政令で指定するもの（現在22物質が指定）

臭気指数：人間の嗅覚によりおいの程度を数値化したもの

※3：組合調査による